

別記 13-2

動産移転料調査算定要領 (2)

動産移転料調査算定要領 (2)

第 1 章 調 査

(調査)

第 1 条 動産要領 (1) 第 2 条第 5 号に規定するピアノについては、種別、数量及び階別を調査するものとする。

(調査表)

第 2 条 仮住居において保管を要すると認められる一般動産については () 内書き等により容易に区分することができるよう集計する。

第 2 章 算 定

(動産移転料の見積)

第 3 条 家畜等の特殊な動産については、その移転等に係る輸送費等について見積書を徴するものとする。この場合における輸送距離は 4 km とする。